

議案第12号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三
宅町条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年9月三宅町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の160」を「100分の152.5」、「100分の175」を「100分の167.5」に改める。

附則に次の2項を加える。

5.1 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における町長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額（以下この項において「給料基礎額」という。）から、給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。

5.2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における副町長及び教育長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額（以下この項において「給料基礎額」という。）から、給料基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。

附則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に175分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和31年条例第46号)の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現行
(期末手当)	(期末手当)
第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。	第6条 期末手当は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額及び全体の管理又は監督の地位にある特別職の職員として給料月額の100分の25を超えない範囲内で乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例によるものとする。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175」とする。
(略)	(略)
附 則 1~50 略	附 則 1~50 略
51 令和4年4月1日から令和5年3月31までの間ににおける町長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「給料基礎額」という。)から、給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。	51 令和4年4月1日から令和5年3月31までの間ににおける町長の給料額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定に定められた額(以下この項において「給料基礎額」という。)から、給料基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出となる給料の月額はこの限りでない。
52 令和4年4月1日から令和5年3月31までの間ににおける副町長及び教	52 令和4年4月1日から令和5年3月31までの間ににおける副町長及び教